

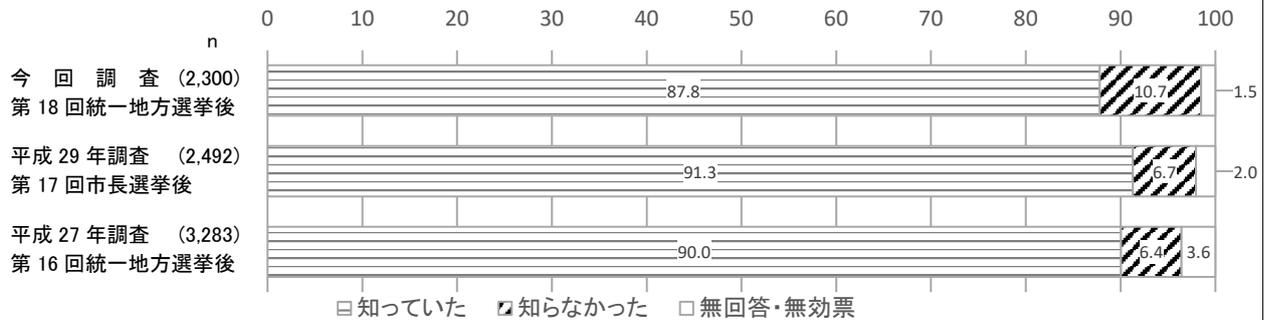
VI 選挙意識

1 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知と認知媒体

◇ 政治家の寄附が罰則の対象になることを「知っていた」人は 87.8%

問20 政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となりますが、あなたはこのことをご存じでしたか。(○は1つだけ)

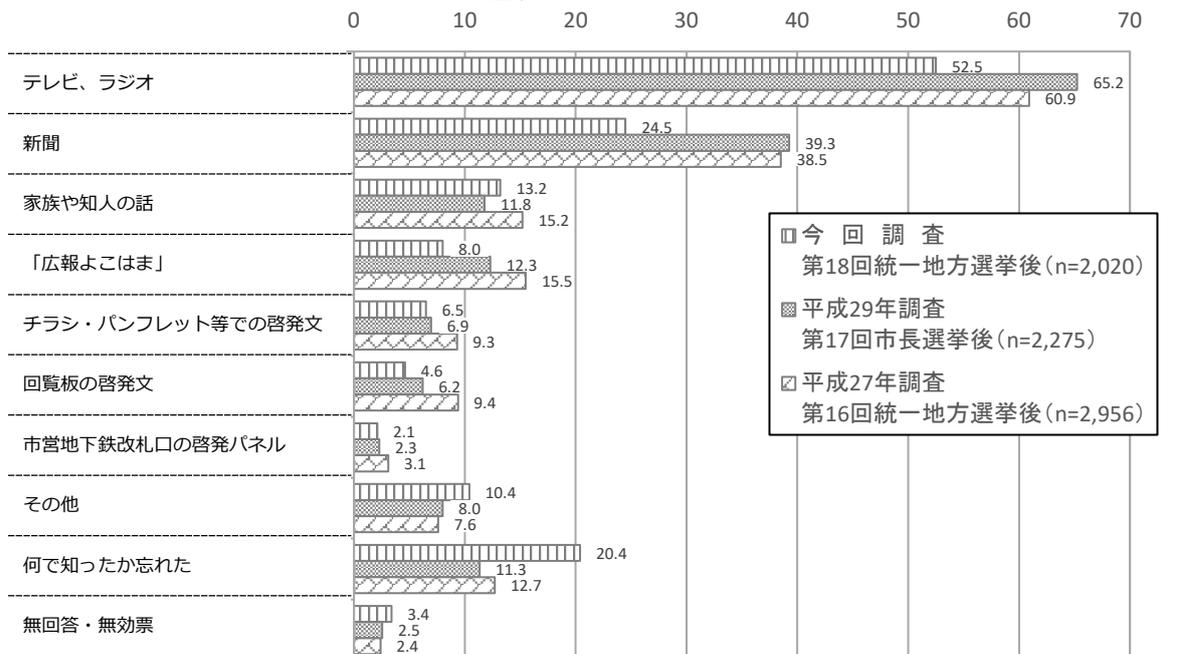
図表VI-1-1



(問20で「1 知っていた」とお答えの方に)

問20-1 あなたは、このことを何で知りましたか。次の中からあげてください。(○はいくつでも)

図表VI-1-2



政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となることを「知っていた」人は 87.8%、「知らなかった」は 10.7%となっている。

平成 29 年調査 (第 17 回 市長選挙後) と比較すると、「知っていた」(87.8%) は、前回 (91.3%) から 3.5 ポイント減少している。(図表VI-1-1)

政治家の寄附が罰則の対象となることを「知っていた」と答えた方 (2,020 人) に、知ったきっかけを聞いたところ、「テレビ、ラジオ」が 52.5%で最も多く、次いで「新聞」(24.5%)、「家族や知人の話」(13.2%)、「『広報よこはま』」(8.0%) などの順となっている。

平成 29 年調査 (第 17 回 市長選挙後) と比較すると、「家族や知人の話」、「その他」、「何で知ったか忘れた」を除くすべての項目で減少している。(図表VI-1-2)

性・年齢別にみると、「知っていた」は、男女ともに18～24歳が最も低くなっており、おおむね年代が高くなるにつれて割合も高くなっている。(図表VI-1-3)

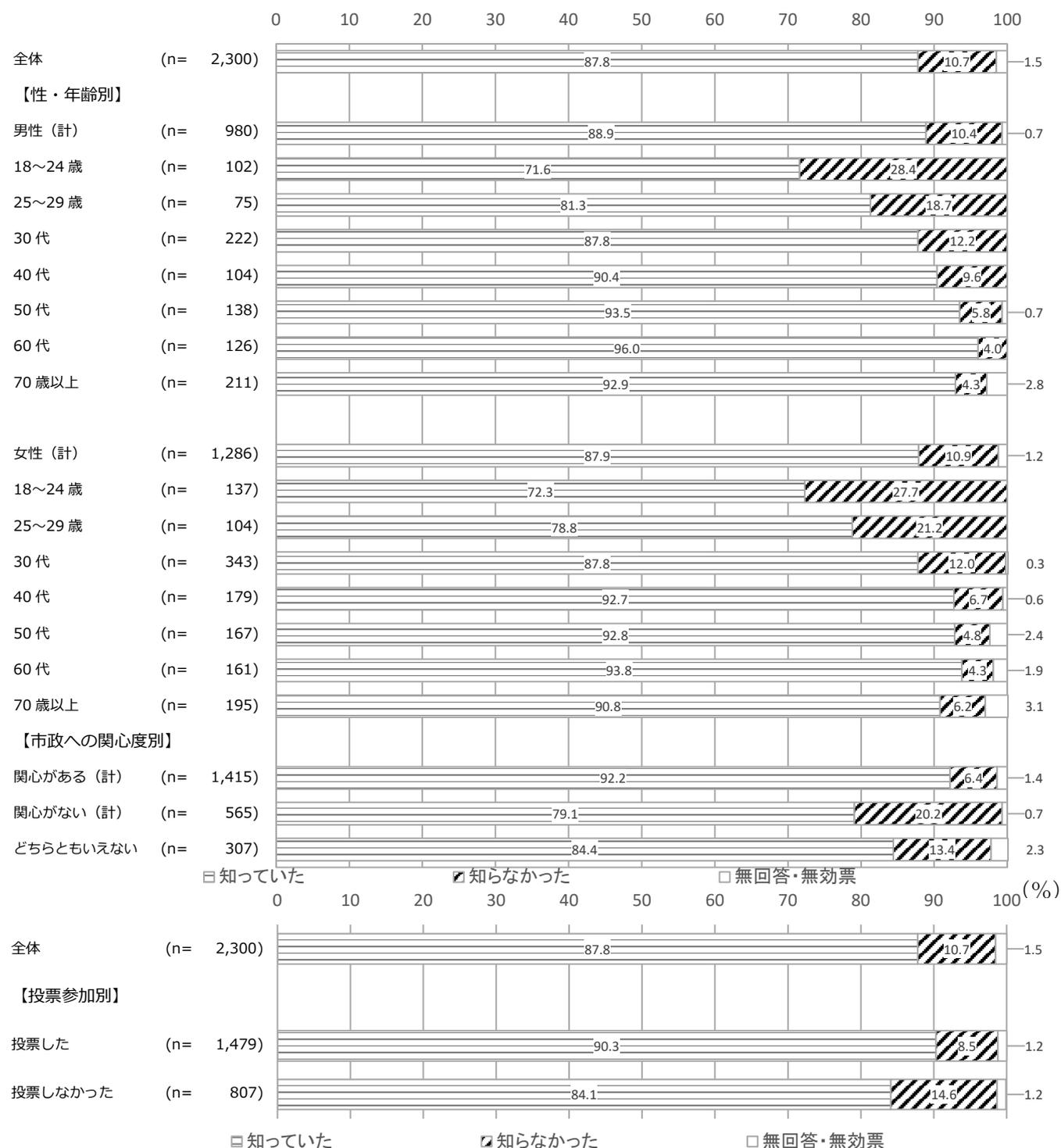
市政への関心度別にみると、「知っていた」は市政に関心のある人(92.2%)の方が、市政に関心のない人(79.1%)より13.1ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

投票参加別にみると、「知っていた」は、投票した人(90.3%)の方が、投票しなかった人(84.1%)より6.2ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

図表VI-1-3 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知

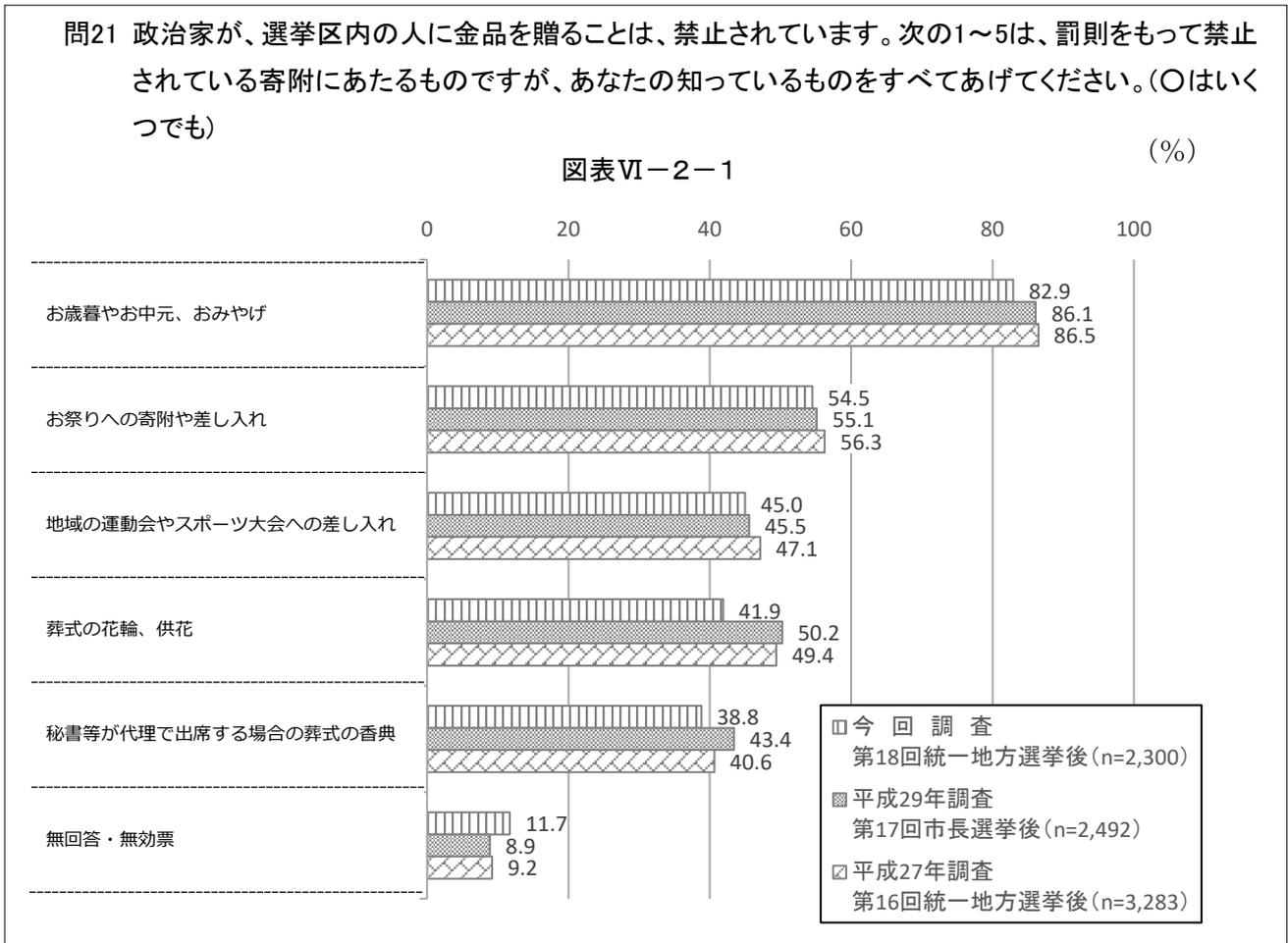
(性・年齢別、市政への関心度別、投票参加別)

(%)



2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの

◇ 「お歳暮やお中元、おみやげ」が 82.9%



罰則をもって禁止されている寄附にあたるものを知っているか聞いたところ、「お歳暮やお中元、おみやげ」が 82.9% で最も多く、次いで「お祭りへの寄附や差し入れ」(54.5%)、「地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ」(45.0%)、「葬式の花輪、供花」(41.9%)、「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」(38.8%)、の順となっている。

平成 29 年調査 (第 17 回 市長選挙後) と比較すると、全ての項目で減少している。(図表VI-2-1)

性・年齢別にみると、「お歳暮やお中元、おみやげ」は男女ともすべての年代で最も高く、女性18～29歳を除いてすべて70～90%台の比較的高い数値となっている。「お祭りへの寄附や差し入れ」は『男性（計）』（59.4%）の方が『女性（計）』（51.2%）より8.2ポイント高くなっている。「地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ」は『男性（計）』（50.5%）の方が『女性（計）』（41.0%）より9.5ポイント高くなっている。各項目とも、おおむね高い年代ほど知っているものの割合が高くなる傾向にある。（図表VI-2-2）

図表VI-2-2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの（性・年齢別）

(%)

